

フィリピン国ダバオ市バイパス建設事業  
(南・中央区間)  
(有償資金協力)  
環境レビュー

日時 2019年9月20日(金) 13:56~15:29

場所 JICA本部 111会議室

(独) 国際協力機構

## 助言委員（敬称略）

小椋 健司	阪神高速道路株式会社 技術部国際室 国際プロジェクト担当部長
柴田 裕希	東邦大学 理学部 准教授
島 健治	株式会社三井住友銀行 国際審査部 国際環境室室長
谷本 寿男	元恵泉女学園大学 人間社会学部 元教授

## JICA

### <事業主管部>

竹田 幸子	東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課 課長
小野 望	東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課
平塚 あゆ美	東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課

### <事務局>

中曽根 士郎	審査部 次長
加藤 めぐみ	審査部 環境社会配慮監理課
高野 みどり	審査部 環境社会配慮審査課兼監理課
齋藤 悠介	審査部 環境社会配慮審査課兼監理課

フィリピン国ダバオ市バイパス建設事業（南・中央区間）  
（有償資金協力）  
環境レビューワーキンググループの論点

本ワーキンググループにおける論点は以下の通り。

1. IUCN レッドリストの LC 種の扱いについて

国際自然保護連合（International Union for Conservation of Nature。以下、「IUCN」）のレッドリストでは現存する生物について絶滅の可能性を評価し、Critically Endangered（以下、「CR」）、Endangered（以下「EN」）、Vulnerable（以下、「VU」）、Near Threatened（以下、「NT」）、Least Concern（以下、「LC」）のカテゴリ分けをしており、CR、EN、VU を threatened（絶滅危惧種）としている。

「環境社会配慮ガイドライン（別紙1）」の『生態系及び生物相』の規定に係る「絶滅危惧種」については、同ガイドライン運用面の見直しワーキンググループ・第6回会合（環境社会配慮の方法）「生態系に及ぼす環境社会配慮の影響の考慮」を踏まえ、2016年に更新した「FAQ（下記JICA HP※に掲載）」において、重要な自然生息地の一つとして、IUCN レッドリストにおける「絶滅危惧種」（CR、EN、VU）及び「準絶滅危惧種（NT）」にとって重要な生息地を挙げており、この中で「LC」は除外されている。

上記を踏まえ、助言委員より EIA 等における「貴重種」の取り扱いには、該当する種を適切に精査することが求められること、及び、本事業の環境レビュー方針において、「LC」は絶滅危惧種には該当しないことから、同カテゴリを貴重種と呼ぶことは誤りであるとの助言があった。

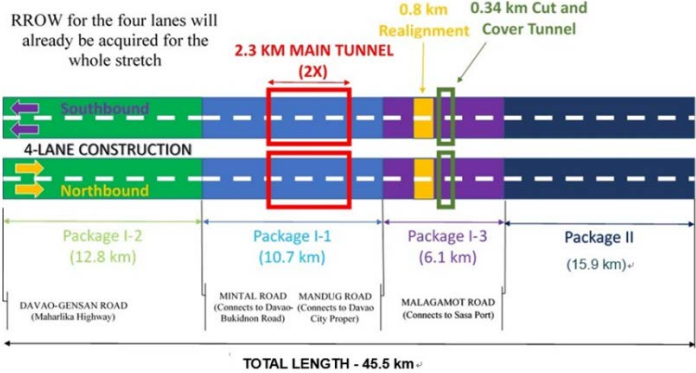
これに対し、JICA は前述の FAQ の絶滅危惧種の整理に則り、貴重種の分類をしていくことを再確認した。

※[https://www.jica.go.jp/environment/guideline/ku57pq000005boho-att/faq\\_all.pdf](https://www.jica.go.jp/environment/guideline/ku57pq000005boho-att/faq_all.pdf)

以 上

フィリピン国ダバオ市バイパス建設事業（南・中央区間）  
（有償資金協力）  
環境レビュー

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
<b>【全体事項】</b>				
1.	環境レビュー方針	「環境社会配慮文書」と「環境社会許認可」のところに「EIA(2019年4月)をDENRに提出。」とありますが、いただいた「EIA フィリピン国ダバオ市バイパス建設事業.pdf」は2019年6月になっています。これは違うものを指していますか。（質）	柴田 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境レビュー方針の記載に誤りがあり大変失礼しました。環境レビュー方針に記載の2019年4月版のEIAについては、実施機関より、DENR（Department of Environment and Natural Resources、環境天然資源省）に提出したところ、軽微な計画変更のみであり、EIAとしての再承認は不要、Project Descriptionのみ更新との指示がありました。そのため配布しましたものはECC承認の際に提出されたProject Description（2019年6月）になります。従いまして、環境レビュー方針で「EIA」と記載されておりますが、正しくは「Project Description for the ECC amendment（2019年6月）」がフィリピン国内における正式な文書名とのことですので、環境レビュー方針にて「EIA（2019年4月）」と記載していた部分を「Project Description for the ECC amendment（2019年6月）」に訂正致します。</li> <li>・上記に基づき、本事業におけるEIAの最新版は参考資料としてご提示している2018年2月版であることを確認しました。</li> </ul>
2.	環境レビュー方針	「4 代替案検討」のところに、2014年FS時に「それぞれの優位性を勘案した線形が選択されている。」とあり、また詳細設計時（2017年～2019年に掛けて）では、「5箇所では線形変更が必要になり、全ての変更箇所において自然環境・社会環境、経済性や技術等を踏まえた代替案検討がされている。」とありますが、用地取得の実現可能性についてはどのように比較検討されていたのでしょうか。（質）	柴田 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地取得の実現可能性を検討するため、協力準備調査時には線形の代替案比較の際、対象となる構造物の数を勘案しております。</li> <li>・詳細設計段階における、線形変更の代替案比較においても住民移転世帯数を考慮しておりますが、線形変更箇所 No.4については、当初線形の地権者（民間開発業者）の同意が得られなかったことから、住民移転世帯数は増加するものの、用地取得・住民移転に対し特段の反対がない、現在の線形を採用しております。</li> </ul>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
3.	環境レビュー方針	今回の線形変更に関して、「地権者の同意を得ることができないことが判明。そのため、…」とありますが、線形変更セクション No.4（Station24-26 でしょうか）について、地権者の同意の取得が困難なため、新たに追加で 175 世帯の非自発的住民移転が増加する線形を採用し、それらの住民の同意を得るという経緯になる理由について、資料を拝見して判然としました。（質）	柴田委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>線形変更箇所No.4では、詳細設計と並行して大規模宅地開発（開発面積102ha、計画戸数2,000戸）の計画・販売が進んでいたため、地権者からの同意が得られず、線形変更を行う必要が生じました。</li> <li>新たな線形の検討に際しては代替案比較を行い、用地取得・住民移転が受け入れられ、かつ技術的・経済的に施工が可能な現在の線形が採用されました。</li> </ul>
4.	EIA P44	Figure 1.21 は P42, P43 の図全体を指すのでしょうか。図と本文がずれているように見えます。（質）	柴田委員	<p>・ P.44 に記載すべき以下の図が抜けておりますので修正致します。 Figure 1.21 は以下の図を指します。</p> <p>1.5.1 Proposed Restructuring of Scope of Works (Civil Works)  The proposed Restructuring of Scope of Works (Civil Works) is shown in Figure 1.21.</p>  <p>Figure 1.21 Proposed Restructuring of Scope of Works (Civil Works)</p>
5.	概要説明スライド 6p、12p	3. 主要な変更点において、開削トンネルという用語が使われ、6. 住民移転 b)ROW 幅の拡幅では、…大切土という用語があるが、開削トンネルと大切土は同一内容なのか、それとも別の概念なのか。（質）	谷本委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれ別の概念を指しております。「開削トンネル」は、掘削土留工の後にボックストンネル構造物を構築し埋め戻す工事を示し、「大切土」は土工事における深い切土工事を意図しております。（開削トンネルは、線形変更 No.4 の 2 箇所のみです。大切土は、地形上必要な箇所に実施してありま</li> </ul>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
				す。)
6.	環境レビュー 一方針 1p & EIA Cover Page	1. (2) イ) コンサルティング・サービスにおけるトンネル維持管理能力強化に関して (EIAのCover Pageでは、“Tunnel Management Office shall be established” という提言がある)、当該トンネルが山岳地帯にあることもあり、トンネル部の点検・修理といった維持管理作業の強化に加えて、警察・消防・病院などの関係機関と協業してトンネル内での火災や車両事故などを想定した消火・救助などの訓練を行うことを、さらにスタッフの海外での研修が行われる場合には、トンネル内火災や事故への対応の実例の紹介を行う機会を設けることを施工管理のためのコンサルティング・サービスのTORに明記すること。(コ)	谷本 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業のコンサルティング・サービスの中で、実施機関のトンネル維持管理能力の強化を支援する予定です。具体的には、コメント頂きました「警察・消防・病院などの関係機関と協業してトンネル内での火災や車両事故などを想定した消火・救助などの訓練を行うこと。」についても、同コンサルティング・サービスの中で実施するよう、実施機関に申し入れを行います。</li> <li>・また、上記のコンサルティング・サービスにおいては、日本での研修の機会も含まれておりますところ、「トンネル内火災や事故への対応の実例の紹介を行う機会を設けること」についても、本邦研修の中でカバーするよう、実施機関に申し入れを行います。</li> </ul>
7.	環境レビュー 一方針 3p,5p, &6p	(1) 全般事項3) 環境社会許認可では、「ECCの付帯条件である樹木伐採、採石、廃棄物のための許認可については、詳細計画をもって承認がなされる予定」と記載がある。 廃棄物の内、建設残土に関しては、「…指定された土捨て場において適切に廃棄される」とあるが、樹木伐採、採石に関する調査は詳細設計の段階で行われ、承認申請されると理解してよいのか。(質)	谷本 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・影響を受ける樹木の調査については詳細設計時に調査済みであり、樹木伐採の許認可をDENRから取得予定です。</li> <li>・採石については、ECCの付帯条件に含まれていないため、環境レビュー方針を修正致します。</li> <li>・いずれも詳細設計が完了し、施工前のタイミングで必要な許認可の取得を確認した上で工事を実施します。</li> </ul>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
8.	環境レビュー 一方針 p3(1)2)	EIA は 2018 年 2 月と 2019 年 4 月の 2 回修正されたようですが、それぞれの修正における線形、ROW の変更点を分けて教えてください。（質）	島 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2018 年 2 月 EIA は、概要説明で提示させて頂いた No.1~5 の箇所では線形変更を反映させたものです。一部箇所では設計の進捗により、ROW 幅が FS 時の想定 60m から最大で 100m 必要となりました。</li> <li>・ 2019 年 6 月の資料は軽微な線形変更を反映したものです。</li> </ul>
9.	EIAp.2 RAP PC-1- 1 p.1 等	Package I-2, I-3 も含め、Package I 全体が JICA 事業という理解で良いでしょうか。（質）	米田 委員	ご理解の通りです。Package I (I-1, I-2, I-3) 全体が JICA の円借款事業の対象になります。
<b>【代替案の検討】</b>				
10.	環境レビュー 一方針 p3(1)4)	詳細設計時に線形変更が必要となった 5 箇所すべてに代替案検討が行われたとのことですが、どのような案に対しどのような点が比較されたのか、具体的に教えてください。（質）	島 委員	<p>No.1.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 線形変更理由：異なる二つの大規模宅地開発地にまたがり協力準備調査時の線形が引かれており、二つの開発地の間を通るよう修正する必要があったため。</li> <li>・ 代替案検討：住民移転数と道路延長を比較。住民移転が発生しない、かつ道路延長が最短の案を採用。</li> </ul> <p>No.2.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 線形変更理由：社会福祉・開発省（DSWD）の公共施設に支障するため。</li> <li>・ 代替案検討：上記構造物を避け、道路延長が最短の案を採用。（どの案も住民移転は発生しない。）</li> </ul> <p>No.3.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 線形変更理由：地元の遺産的建造物を回避するよう、地元住民から線形変更の要請があったため。</li> <li>・ 代替案比較：住民移転数と道路延長を比較。どの案も（協力準備調査時の案も含め）住民移転数は同程度発生するため、遺産的構造物を避け道路延長が最短の案を採用。</li> </ul>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
				<p>No.4.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・線形変更理由：大規模宅地開発地域の真ん中をバイパスの線形が通過しており、地権者の同意が得られなかったため。</li> <li>・代替案比較：質問3回答を参照。</li> </ul> <p>No.5.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・線形変更理由：宅地開発用地の真ん中をバイパスの線形が通過していたため。</li> <li>・代替案比較：住民移転数、道路延長、技術難度を検討。住民移転数がほぼ発生しない案を採用。</li> </ul>
【スコーピングマトリクス】				
【環境配慮】（汚染対策、自然環境等）				
11.	環境レビュー方針	<p>（2）汚染対策の2）水質の部分に、「利用可能な水源をもつ人の多くは管路給水で飲み水を確保していると確認できたため影響は少ない」とありますが、水道が整備されていても、日常的に井戸水や周辺小河川の水を洗浄や農業等に用いている場合が考えられます。本事業ではトンネルの掘削が予定されており、その周辺では、地下水の流路変化による上記の懸念に加え、小河川等の流量変化を招いた場合生態系に大きな影響を与える可能性が考えられます。EIAのTable 1.3によると、Package1-1のStation20付近のトンネル掘削について、メイントンネルが2本になる形状変更がなされたように読めますが、周辺の井戸、河川におけるモニタリングは適切に検討されていますか。（質）</p>	柴田委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細設計の地質調査時にトンネル上部に実施したボーリング孔にて水位観測を実施しており、地下水の変動は大きくないことを確認しています。また、トンネルの通過層は軟岩であり、その上部は粘土質の不透水層が主体であり、トンネル掘削による周囲の水源への影響が少ないと判断しました。そのため、地下水の流路変化も想定されておりません。</li> <li>・施工中は工事排水の濁水処理装置を考慮し、周辺河川などへの影響対策を施すと共に、水質のモニタリングを継続します</li> </ul>



NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
12.	環境レビュー方針	<p>（２）汚染対策の３）廃棄物の追加確認事項について、「土捨て場の候補地に係る使用許可の申し出について、状況確認をする。」とありますが、土捨て場の使用許可には適切な環境汚染対策が許可の要件になっていますか。土捨て場における適切な環境汚染対策の有無については JICA 側で確認する必要はないでしょうか。（質）</p>	柴田委員	<p>・土捨て場の使用許可とは土地所有者と結ぶ合意文書のことです。それとは別に土捨て場を含む廃棄物関連につきましては DPWH の責任で Waste Management Plan を作成し、DENR の承認を得る計画となっております。また、環境モニタリング計画に基づくモニタリングを通じて、土捨て場の環境社会配慮が適切にされるよう確認していきます。</p>
13.	EIA P53	<p>Table 2.4 に供用時の影響と影響低減策がまとめられていますが、水利用に対する地下水の変動は工事中に限られません。工事中には記載がありますが、同様の対処は供用中もなされるのでしょうか。（質）</p>	柴田委員	<p>・地下水の変動は大きくないことを確認済みですが、仮に工事中の確認の結果、供用後に地下水に影響が出ると判断される場合は対策（例えば、対象の井戸に水位低下など現在の水利用に著しい影響が発生する場合は、代替水源（井戸）の設置などを想定）がなされることになっています。</p>
14.	EIA P53	<p>Table 2.4 の騒音について、線形の変更で特にシビアな方向に影響の変化が予想される個所はありませんでしょうか。Station24 に隣接する教会（移転の対象でしょうか？図の色が判読できませんでした）などは、線形の変更で、供用時の騒音がシビアになるように思われます。（この周辺の Station は騒音モニタリングの対象にもなっていませんでした。）ここに示された影響低減策が十分なものか判断が難しいです。（質）</p>	柴田委員	<p>・station24 に隣接する教会は協力準備調査時の線形では移転対象でしたが、詳細設計時に教会を避けて線形変更しております。  ・住宅地を通るため、騒音が予想されるので、工事中は夜間の重機の使用の制限や遮音壁を設置する計画です。供用時も、道路の維持管理、信号機の設置等で交通量をコントロールします。また、供用後も騒音については半期に一度モニタリングを行う計画となっております。供用後、モニタリング地点での騒音モニタリングを通じて、騒音の深刻化が懸念される場合には、モニタリング地点以外の地点での騒音の確認と現地との協議を行い、必要に応じて遮音壁などの設置を検討するよう DPWH に申し入れを行います。</p>
15.	EIA P56	<p>Table 2.6 の地下水の項目ですが、モニタリング地点が Station 20+350 の井戸と取水地の 2 か所に限られています。これは線形変更前のモニタリング計画に追加されるモニタリング地点でしょうか。トンネルの長さからすると、水利用のある周辺の井戸、小河川は複数あるように考えられます。また、これら流量の工事、供用時の影響を判断するためには、工事前からのベースライン情報の取得が必要に思われます。地下水</p>	柴田委員	<p>・モニタリングの対象は 20+350 の井戸のみです。  ・回答 11 に記載の通りトンネル周辺の地質から、上部水源への影響は少ないと判断しています。またトンネル上部の居住地は 20+350 付近のみであり、その地点に設置された井戸が住民の水源となっております。詳細設計時にベースライン情報は所得しており、工事中に水質や流量のモニタリングを計画しておりますが、流路変化は想定していないためモニタリング項目に含まれておりません。トンネル上部には他に重要な水源は確認されておりません。</p>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		等の流路変化にともなう影響のモニタリングと対策が十分か確認をお願いします。（質）		
16.	環境レビュー 一方針 5p	<p>（２） 汚染対策３） 廃棄物における「道路建設やトンネル建設に伴い発生する大量の掘削土（460万m<sup>3</sup>）について、一部(214万m<sup>3</sup>)は本事業の道路敷設の際に再利用され、残り(246万m<sup>3</sup>)は指定された土捨て場において適切に廃棄される」あるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂捨て場（候補地、私有地）と処分場（候補地3か所）とは同一の用地であるのか、それとも用途の異なる用地なのか。</li> <li>・土砂捨て場や処分場は、「建設業者に適切な廃棄物管理」とあることから、仮置き場と想定されが、その場合にはどのような最終処分（多用途への転用などを含め）が誰によって行われるのか。</li> <li>・「適切に廃棄される」とあるが、土砂捨て場や処分場において廃棄された残土が、飛散や流出によって、周辺の住宅・農地や水系・生物相に与える影響についての調査はいつ・どの様に行われ、「適切に廃棄」という対策がどのように講じられるのか。（質）</li> </ul>	谷本委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境レビュー方針に記載の「土砂捨て場（候補地、私有地）」と「処分場（候補地3か所）」は同一の用地で、いずれも土捨て場を指します。土捨て場を含む廃棄物関連につきましてはDPWHの責任でWaste Management Planを作成し、DENRの承認を得る計画となっております。</li> <li>・土捨て場は土砂の最終処分地になります。一部の土砂は他の事業で使用される場合もありますが、大半はここに廃棄されます。候補地は元々使われていない窪地を利用するため、土砂を捨てることで平地になり、土地利用が可能となります。</li> <li>・一般廃棄物については市のごみ捨て場に適切に処分されます。</li> <li>・土砂捨て場は最終的にコントラクターが決定致します。</li> <li>・残土の飛散や流出による影響についてはモニタリング計画の中に含まれていないため、追加するように実施機関と合意致します。</li> </ul>
17.	環境レビュー 一方針 p.5	<p>廃棄物の項で「土砂捨て場」と「処分場」があり、処分場でも残土について書かれていますが、これは別のものでしょうか。処分場は廃棄物処分場のことでしょうか。</p> <p>参考配布の公開 Updated EIS p.18 では Disposal Sites は5候補地あり、コントラクターが決めますとありますが、これは土砂捨て場のことでしょうか。（質）</p>	米田委員	
18.	環境レビュー 一方針	環境社会許認可について、最後の付帯条件の許認可は「承認がなされる予定」とありますが、この確認はい	米田委員	工事開始前までに取得しなければならない許認可については、実施機関と確認し、国内のルールに従ってそれぞれの許認可で定められた期日までに取得

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
	p.3	つの予定でしょうか。審査時にはまだ確認できないのでしょうか。（質）		するように実施機関に申し入れ確認します。
19.	環境レビュー方針 p.6	生態系の記述の中で IUCN レッドリストの LC 種について書かれていますが、LC 種はいわゆる普通種のことであり、特出しは不要と考えます。また、LC 種を貴重種と呼ぶのは間違いです。なお、参考までに、鳥類で IUCN の VU 種とされている種は、2014 年から NT と評価されています。（コ）	米田委員	ご指摘を踏まえて、環境レビュー方針内で説明している <i>Alcedo argentata</i> を VU 種から NT 種に修正致します。
20.	EIA p.50	Table2.2 の Aquatic Flora and Fauna の項で、Impact to aquatic fauna となっていますが、植物にも影響はあると思います。モニタリングでは水質のみ監視するようですが、環境管理計画実施において、工事中的水生動植物への影響の有無に留意するよう、伝えることは可能でしょうか。（コ）	米田委員	・環境管理計画の中で、工事中的水生動物への影響に加えて、水生植物への影響についても考慮するよう、実施機関に申し入れます。
21.	EIA p.57	植林が適切に実施されているか、植林が育っているか、というようなモニタリングは、本事業の環境モニタリングではなく、DENR で別途実施されるのでしょうか。（質）	米田委員	・植林については本事業のモニタリングとは別に DPWH からの依頼に基づき、DENR が計画を策定の上、実施致します。また DENR が、半期に一度 DPWH にモニタリングレポートを提出します。
<b>【社会配慮】（住民移転、生活・生計、文化遺産、景観、少数民族、先住民族、労働環境等）</b>				
22.	EIA P53	Table 2.4の衛生と安全の項目で、既存の生活道を横断する箇所が、線形の変更によって新たに生じているように思われます。（例えば、Station25+の部分）これらの箇所では、特に既存住民の道路横断の需要が高く、事故のリスクが高まると思われます。コミュニティ分断の影響と合わせて適切な措置は検討されていますか？（質）	柴田委員	・周辺住民への安全面への配慮として、バイパス道路上の適切な箇所にガードレール、標識、横断歩道、その他道路標示などの道路安全施設を設置します。交差点には信号を設置します。 ・また、横断歩道・交差点への信号の設置により、コミュニティ分断の影響も緩和されております。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
23.	RAP Package I-1, 2, 3 Chapter 4: Entitlement Matrix	Entitlement Matrix によれば、土地は、Current Market Value（市場価値）、建物は、Replacement Cost(再建価格・再調達価格)の補償方針とされているところ、収用時点の市場価値の評価で金銭補償を受けた被影響住民の方が、道路の開発利益により、周辺の土地が値上がりした場合、近傍類地の土地（移転先地）を買えない事態が懸念されるが、Current Market Value（市場価値）の補償方針で現在住まう近傍類地で移転先地を買えるのでしょうか？ もし、買えない場合、追加補償の有無如何？（質）	小椋委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地については、不動産鑑定士が適切なタイミングで市場価格を算定し、右に基づく再取得価格（Replacement cost）で補償が行われることを確認しています。RAP のエンタイトルメントマトリックスの表記を修正致しません。</li> <li>・現在住まう近傍類地で移転地を購入可能か否かについては、立地条件等様々な要素を考慮する必要があると考えますが、現行 RAP では非正規住民に対しては移転地の提供を行うことを確認済みです。</li> </ul>
24.	RAP P10 Table 2.1-1 Legal Policy Framework RAP Package I-1, 2, 3 Chapter 4: Entitlement Matrix	Legal Policy Framework について、「50m以深の施工の場合、地上権設定の要なし」の法令の記載をすべきではないでしょうか。 同様に RAP の Entitlement Matrix には、「50m 以浅の場合、地上権(Superficies)設定のための補償あり」の記載をすべきではないでしょうか。（コ）	小椋委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ RA10752 の Section 4 と IRR の Section 11 に記載されており、RAP の p18 の 3.1.1 Criteria of Eligibility にも同じ内容が抜き出してあります。詳細は記載しておりませんが、RA10752 については RAP の p10 等にも記載しております。</li> <li>・ 50m 以浅の土地については基本的に市場価格の 20%での地上権の確保を提案しますが、土地所有者が売却を希望する場合は ROW 内の他の用地と同様に補償費を算定し、当該用地を取得する予定です。</li> </ul>
25.	同上	「50m以浅の施工の場合、地上権設定の要あり」とすれば、当該地上権設定にかかる補償対価の算定例について教えてください。（参考質問）	小椋委員	
26.	RAP P16 Project Description P36 1.4.3	Informal Settlers Families (ISFs)と Professional Squatter(PS)の違い、区別、見分け方如何？（質）	小椋委員	Informal settlers の定義は「DPWH ROW Acquisition Manual (DRAM)」に以下の通り記載されております Informal Settler refers to an individual or family that does not legally own the land which it and its structure occupies.

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
	ISFs			<p>Professional squatter の定義は「DPWH ROW Acquisition Manual (DRAM)」に以下の通り記載されています。</p> <p>As defined in RA 7279, “professional squatters” refers to:</p> <p>a. individuals or groups who occupy lands without the express consent of the landowner and who have sufficient income for legitimate housing, as identified by the proper Local Inter-Agency Committee (LIAC) with the assistance of the Urban Poor Affairs Office (UPAO); or</p> <p>b. persons who have previously been awarded homelots or housing units by the Government but who sold, leased or transferred the same to settle illegally on a different homelot or housing unit but in the same place or in another urban area, and non-bona fide occupants and intruders of lands reserved for socialized housing.</p> <p>“Squatting syndicate,” as defined in RA No. 7279, refers to a group of persons engaged in the business of squatter housing for profit or gain. The term shall not apply to individuals or groups who simply rent land and housing from professional squatters or squatting syndicates.</p> <p>・対象者の見分け方については、NHA が過去に補償を受けた人のデータベースを所有しており、基本的にそれをもとに判断しますが、個別の事情（何等かの合理的な理由で移転地での居住が不可能であった等）については適宜考慮されます。</p>
27.	RAP P21 RAP Package I-1, 2, 3 Chapter 4:	<p>Transportation Allowance or Assistance について、移転先地と元居住していた場所、市街地の間の移動手段を恒久的に補償するのでしょうか？ （補償手段は、金銭補償なのか、現物（公共交通機関（あるいは準じたジプニー）の定期の支給？）（質）</p>	小椋委員	<p>Transportation Allowance は現在の居住地から移転先地（もしくは故郷）へ引っ越す場合の移動手当を想定しております。移転先地と元居住していた場所、市街地の間の移動手段については、31 番の回答で詳述しますが、アクセスに特段の問題はないと考えております。</p>

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
	Entitlement Matrix P25 P26			
28.	環境レビュー 一方針 6p	<p>（４） 社会環境、その他の用地取得・住民移転に関し、「RA10752によると、カットオフデートの有効期限が２年間とされている」とあるが、２年間を超えた場合には、カットオフデートはどのような行為（例、社会調査（Parcellary survey）の実施）をもって改めて設定されるのか。本事業の場合、「新たに同調査開始日（2017年9月11日）をカットオフデートとし、同日に居住していた正規・非正規の住民について補償が行われる方針が示された」ということで、カットオフデートの問題はないと理解してよいのか。</p> <p>（質）</p>	谷本 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正規住民については、2年間の有効期限は、ROW内の土地に対し Notice of taking 発出の日から2年間は政府及び地方自治体が開発・建設許可を出せないというのですが、2年経過後は法律上は許可が出せるようになります。本事業では Notice of taking はまだ発出されておりません（2019年9月中を予定）。</li> <li>・ 非正規住民については、2016年の法律改正に基づき、2017年に DPWH のマニュアルが制定され、協力準備調査ではなく詳細設計段階における調査（センサス）開始時でカットオフデートを設定するようになっております。本事業は法律改正以前に協力準備調査を実施し、当時の運用規則に基づいて F/S 協力準備調査時点のセンサス調査開始時の2014年にカットオフデートを設定しておりましたが、線形変更で大幅に住民移転数が増えたこともあり、カットオフデートを詳細設計における社会調査（Parcellary Survey）開始時に設定しなおしております。なお、カットオフデートに有効期限はありません。</li> <li>・ ご指摘の通り分かり難い表現となっておりますため、非正規に関しては社会調査の開始日、正規は Notice of taking の発出日をカットオフデートに設定されると、環境レビュー方針を修正致します。</li> </ul>
29.	環境レビュー 一方針 P7(4)2)	<p>カットオフデートの有効期限が2年とのことですが、期限が切れた場合どのような対応が必要になりますか、あるいはどのような問題が想定されますか。</p> <p>（質）</p>	島 委員	
30.	環境レビュー 一方針 p.7	<p>カットオフデートの有効期限が2年間とあり、本年9月11日で期限が切れるようですが、有効期限とはどういう意味ですか。その後はどうなるのでしょうか。</p> <p>（質）</p>	米田 委員	

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
31.	環境レビュー方針 P7(4)4)	新しく整備される移転地に関し、入居者の職場・農地等、必要な生活インフラ等へのアクセスに障害はないか。（質）	島委員	・主要な町まで約1kmとなっておりアクセスに問題はございません。また移転地の生活インフラについてはNHAが整備することになっております。移転前の土地からは概ね10km程度離れておりますが、既存の職場、所有する農地へのアクセスは可能と考えております。また、それが難しいと考える移転者は、金銭での補償を選択することも可能です。職業訓練も実施するため、万が一職を失った場合への対策も講じる予定です。
32.	環境レビュー方針 P7(4)4)	移転地には他のプロジェクトや台風等の災害で被災した住民も入居するとのことだが、出自の違う住民間に軋轢が生じる可能性はないか、またそのような可能性に対し何らかの対策が取られる予定か。（質）	島委員	・ISF等に対し、住宅を提供するプログラムの一環として住宅が整備されているため、移転地の規模が大規模となり、その結果様々な背景を持つ住民が入ってくるのが予定されております。そのため、コミュニティ間の軋轢が生じないようにNHAがコミュニティ毎に移転計画を作成する計画となっており、移転地内での居住先の決定等コミュニティ間の軋轢が生じないように配慮されます。
33.	<PC-1>RAP P13~17 Table2.3-1	JICA/GLと当該国GL間のギャップ分析が行われていますが、かかるギャップについてどのように対応する予定か。（環境レビューを通して精査し、必要な場合はRAPを更新する？）（質）	島委員	・2018年2月RAPのtable2-3-1の記載にあるとおり、ギャップがある場合は、JICA/GLを遵守することを前提に、RAPの作成を行っております。
34.	<PC-1>RAP P13~17 Table2.3-1	<No.12> 当該国GLでは法的権利を持たないが影響を受ける住民が補償を受ける条件をa)~d)に限定しており、この点がJICA/GLとのギャップとなり得る点であると理解しますが、具体的にどのようなケースが問題になると想定されるのでしょうか。（質）	島委員	・具体例としては、非フィリピン国籍や、不動産を持ちながら他人の土地に無許可で住居を建設し住んでいる人に対し、住宅への補償ができなくなる等の例が想定されます。
35.	RAP (PC-1-1 p.2 など)	Package I-1とI-2及びI-3を分けた理由はなぜでしょうか。Package I-2とI-3は地理的には離れているようですが、なぜ一つのRAPとしたのでしょうか。また、バランガイ TigattoはI-1とI-3にまたがるようですが、なぜ二つに分けたのでしょうか。（質）	米田委員	・パッケージI-1~I-3については、施工業者の調達のために工事の規模等を考慮し設定しているものです。本事業ではトンネルを含むパッケージI-1とその前後のパッケージI-2,3に分けております。工期の長いトンネル区間を含むパッケージI-1を先行して入札する必要がございましたため、RAPもまずパッケージI-1の区間を先行して作成、その後パッケージI-2,3の区間を作

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
				<p>成したため、このように二つに分かれました。またパッケージ 1-1,1-3 につきましては balanガイでなく道路で区分されているため、Tigatto は二つのパッケージにまたがります。</p>
36.	<p>環境レビュー方針 p.7 RAP (PC-1-1 p.23-25、 PC-1-2, 1-3. p.24-26)</p>	<p>RAP からは、非正規住民は qualify されれば移転地を申請できると理解しました。 Qualify される条件はどのようなものでしょうか。参考配布の公開 Updated EIS の p.19 によれば NHA のデータベースに基づくということですが、これはどういう意味でしょうか。 どのくらいの割合が qualify されそうでしょうか。 Qualify されなかった場合はどうなるのでしょうか。 環境レビュー方針では再取得価格の支給が選択できるとありますが、それは RAP のどこに書かれているのでしょうか（すみません、見つけられませんでした）。（質）</p>	<p>米田 委員</p>	<p>・ RA7279 に基づいて政府のインフラ事業により影響を受ける非正規住民は、低所得者用住宅（Socialized housing）の対象となりますが、同法律には以下のクライテリアが規定されており、満たした場合のみ入居可能とされています。</p> <p>(a) Must be a Filipino citizen; (b) Must be an underprivileged and homeless citizen, as defined in Section 3 of this Act; (c) Must not own any real property whether in the urban or rural areas; and (d) Must not be a professional squatter or a member of squatting syndicates.</p> <p>上記のクライテリアを満たさなかった場合は移転地への移住という選択肢はなくなり、影響を受ける構造物や資産等に対する金銭（replacement cost）による補償のみがなされることとなります。</p> <p>うち、(d)の professional squatter 等に該当するか否かについては、NHA のデータベースに基づき過去 NHA から住居の提供が行われているかどうかの一つの基準となりますが、他事業で移転した先では生計が成り立たずに再び非正規住民となった場合については、配慮が行われることを確認済みです。本案件でも自動的に professional squatter として排除しないようにするように合意致します。</p> <p>割合については、RAP 最終化後に NHA にて qualify を行うため、現時点では不明です。</p> <p>RAP の Entitlement Matrix においては、2.(1)住居の項目における再取得価格の支給が該当致します。</p>



NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
37.	EIA p.53	Health and Safety の項で交通事故増加の可能性に対して、緩和策は教育や普及啓発のみ書かれています。交通標識や信号、横断歩道、歩道橋等の検討は設計の中でされているので書いていないということでしょうか。（質）	米田 委員	・交通標識、信号、横断歩道は、本事業の土木工事の設計の中に含まれております。今回は歩道橋の設置予定はございません。
38.	EIA p.53	Emergency Risk の項で flood risk area という言葉が出てきますが、これは特定の地域なのでしょう。それとも、排水がつまりそうな数多くの地点を指しているのでしょうか。（説明が見当たらなかったの。） （質）	米田 委員	・トンネル通過直後に渡河するダバオ川周辺地域を対象としております。
<b>【ステークホルダー協議・情報公開】</b>				
39.	EIA P38	Table 1.5 Package I - 2nd Round RAP Public Consultation にこれまでの住民協議の経緯が示されていますが、Station25 付近の Tigatto の北部や Cabantian の北西部の 175 世帯の追加の非自発的住民移転をとまなう線形の変更に関しては、この住民協議でカバーできているのでしょうか？この線形変更のタイミングと住民協議の開催のタイミングはどのような関係でしょうか。（質）	柴田 委員	・38 ページの住民協議はいずれも、2018 年の詳細設計による線形変更後に実施したものです。 ・また、最終線形変更後（2 回目の線形変更）の 2019 年 6 月にも、線形変更を行った対象地域に対して住民協議を実施済みでして、線形変更箇所の住民も全てカバーされております。
40.	環境レビュー 一方針 p3(1)3)	2019 年 4 月の EIA、2019 年 8 月の ECC は今後 JICA サイトで公開されると理解して良いですか。（質）	島 委員	・回答 No.1 の通り、2019 年 4 月版の EIA は提出不要であり、2019 年 6 月版の Project Description を ECC の再申請の際に提出したことが確認されました。そのため、EIA としての情報公開は既に公開済みの 2018 年 2 月版とさせていただきます。上記 2019 年 6 月の Project description で申請した ECC の再発行はなされており、その改定 ECC（2019 年 8 月）は JICA HP にて公開済みです。
<b>【その他】</b>				

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
41.	<PC-1>RAP P13~17 Table2.3-1	<No.16> WB/OP4.12 では移転者 200 人を RAP 作成の基準と していますが、ESF 改訂後はどのような運用になるの でしょうか。（質）	島 委員	・これまでの世銀セーフガード政策では、200 名以上の住民移転が生じる場 合は住民移転計画、200 名未満の場合は簡易住民移転計画の作成が求められ ていましたが、ESS5 では、用地取得・住民移転が生じる場合は、基本的 に、規模や影響に関わらず、住民移転計画の作成が求められていることを確 認致しました。